

東近江行政組合行政不服審査会設置条例

平成28年3月7日
東近江行政組合条例第2号

(設置)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第1項の規定に基づき、管理者の附属機関として、東近江行政組合行政不服審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他法に基づきその権限に属する事項を処理する。

(組織)

第3条 審査会は委員3人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他管理者が適当と認める者のうちから管理者が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第7条 委員は、法第43条第1項の規定による諮問を受けた事件が自己に直接の利害関係があるときは、その議事に加わることはできない。

(会議の非公開)

第8条 法第43条第1項の規定による諮問に基づき行う審査会の調査審議の手続は、公開しない。

(調査審議の手続の併合又は分離)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により事件に係る調査審議の手続を合併し、又は分離したときは、審査関係人(法第81条第3項において準用する法第74条に規定する審査関係人をいう。以下同じ。)にその旨を通知しなければならない。

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査関係人にその主張を記載した書面(以下「主張書面」という。)又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第11条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第12条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第13条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第10条の規定による調査をさせ、又は第11条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述

を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第14条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(答申書の送付等)

第15条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第16条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(罰則)

第17条 前条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

(東近江行政組合の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 東近江行政組合の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年中部地域消防組合条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表公平委員の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|--|
| 行政不服審査会委員 | 日額 5,000 円 ただし、学識経験者として委嘱した者のうち弁護士、大学教授、大学准教授、大学講師その他これらと同等の能力を有する者は、日額 18,000 円 |
|-----------|--|